解散公告

当社は、平成二十八年九月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月十四日

広島市安佐北区口田四丁目一〇番二〇号

株式会社讃岐富士

代表清算人　大瀬戸　惇

解散公告

当社は、平成二十八年九月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月十四日

広島県広島市安佐北区安佐町飯室九二一―五九

株式会社ライフ・ユー・テック

代表清算人　上田　一洋

解散公告

当社は、平成二十八年九月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月十四日

愛媛県松山市平和通三丁目一番地二七

有限会社小野企画

清算人　小野　清二

解散公告

当社は、平成二十八年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月十四日

長崎県佐世保市光月町二―四

合同会社佐世保シティホール

清算人　竹村　道代

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月十四日

那覇市泊二丁目一番地二一尚平ビル六階

株式会社ＴＯＫＵＲＡ

代表清算人　徳良　悦子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月十四日

那覇市泊二丁目一番地二一尚平ビル六〇二

株式会社ｏｆｆｉｃｅ　ＴＯＫＵＲＡ

代表清算人　徳良　尚美

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十八年九月二十八日富士見市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月十四日

埼玉県富士見市大字水子二五五九番地二

富士見市谷ツ合土地区画整理組合

代表清算人　萩元不二夫

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十八年九月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申出下さい。右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月十四日

東京都中央区東日本橋三丁目一〇番四号

東京実業厚生年金基金

代表清算人　田久保隆幸

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十八年九月二十九日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月十四日

静岡県静岡市葵区伝馬町一一番三

静岡県金属工業厚生年金基金

代表清算人　藁科　昌夫

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十八年九月十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年九月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月十四日

大阪府大阪市中央区瓦屋町三丁目一番一六号

大阪菓子厚生年金基金

代表清算人　中島　孝夫

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十八年九月二十六日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十月十四日

大阪市港区弁天一丁目二番三〇―二〇三号

大阪港厚生年金基金

代表清算人　木村　純

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県登米市中田町石森字霜降舘一〇三番地五、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　**菅原**てる子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十四日

宮城県登米市迫町佐沼字中江四丁目一番地

一一八ビル二階二号室　弁護士法人及川毅法律事務所

相続財産管理人　弁護士　及川　毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県銚子市春日町三番地四、最後の住所茨城県神栖市大野原四丁目五番三号

被相続人　亡　浅見　旭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十四日

事務所茨城県つくば市梅園二丁目七番三号

つくばシティビル四〇一

相続財産管理人　弁護士　岡野　聡史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市大宮区仲町一丁目八一番地、最後の住所埼玉県さいたま市見沼区大字南中野九一七番地一

被相続人　亡　石綿　勝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十四日

埼玉県さいたま市大宮区宮町二―一〇シンテイ大宮ビル二階　弁護士法人つかさ総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　福島　渚

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市習志野台八丁目一九一二番地四〇、最後の住所千葉県船橋市坪井西一丁目七番四一号

被相続人　亡　久留　**靜**夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十四日

事務所千葉市中央区中央三丁目四番八号

コーノスビル三階　鈴木牧子法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中溝　明子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市秋葉区荻島三丁目二〇〇番地四、最後の住所新潟市秋葉区荻島三丁目九番一四号

被相続人　亡　番場　達夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十四日

事務所新潟県三条市東裏館二丁目二二番二九号

相続財産管理人　司法書士　佐藤　和夫